

健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせします

地方公共団体の財政の健全化に役立てることを目的に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、平成20年4月から一部が施行されました。

地方公共団体は「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標（健全化判断比率という。）及び公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表することが義務付けられ、平成21年4月からは、健全化判断比率が早期健全化基準以上になった場合、財政健全化計画の策定等が義務付けられています。

吉田町の平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果は、いずれの比率も早期健全化基準・経営健全化基準を下回っていることをお知らせします。

なお、平成20年度に公表しました平成19年度決算に基づく健全化判断比率のうち、将来負担比率に算定誤りがございましたので、ここに適正な数値をお知らせいたします。

1 健全化判断比率

指標の名称	吉田町の比率		早期健全化基準	財政再生基準
	平成19年度決算に基づく比率	平成20年度決算に基づく比率		
実質赤字比率	—	—	14.06% (13.92%)	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	19.06% (18.92%)	40.00%
実質公債費比率	16.2%	15.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	94.9% (修正前)123.5%	93.6%	350.0%	

注1)実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—」で表示しています。

注2)実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて違います。(表中の括弧内の値は、平成19年度決算に基づく吉田町の早期健全化基準です。)

◆ **実質赤字比率**

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを表します。

◆ **連結実質赤字比率**

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを表します。

◆ **実質公債費比率**

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額*に対する比率です。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で規定している実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる「地方財政法」の実質公債費比率と同じです。

◆ **将来負担比率**

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額*に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表します。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

2 平成20年度決算に基づく資金不足比率

会計区分	吉田町の比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20%
公共下水道事業会計	－	20%

注) 資金不足額は生じていないため「－」で表示しています。

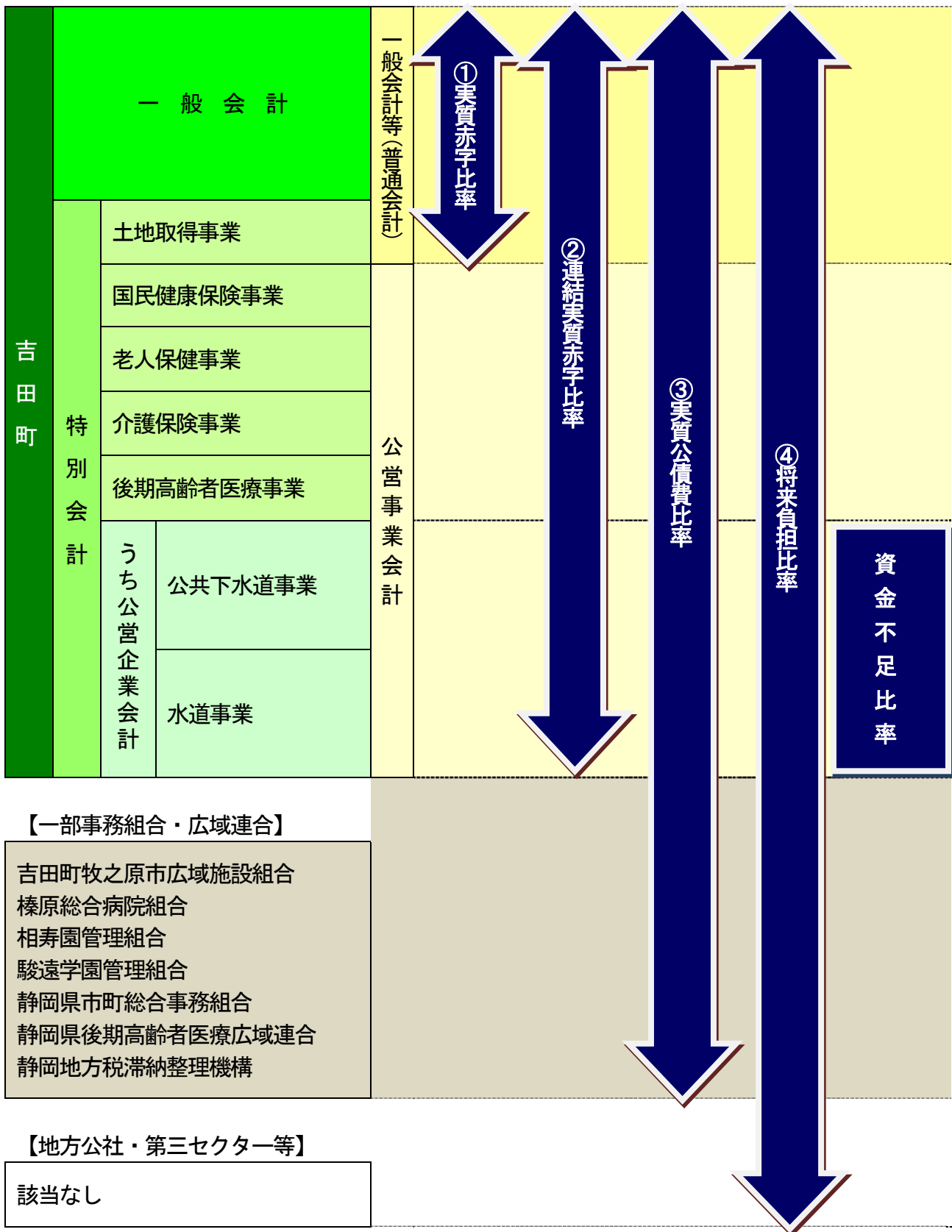
当町の公営企業は水道事業会計、公共下水道事業会計ですが、両会計ともに黒字で、資金不足はありませんので比率は算定されません。

◆ 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表します。

〈健全化判断比率及び資金不足比率の対象図〉



(参考)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

◆ 健全化判断比率の公表等

地方公共団体は、毎年度、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標（健全化判断比率という。）を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければなりません。

◆ 財政の早期健全化

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画の策定が義務付けられます。財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、公表するとともに県知事へ報告しなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。

◆ 財政の再生

健全化判断比率のうち「将来負担比率」を除く3指標「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」のうち1つでも財政再生基準以上である場合には、財政再生計画の策定が義務付けられます。財政再生計画は、議会の議決を経て定め、公表するとともに総務大臣に協議をし、その同意を求めることができます。総務大臣の同意が得られない場合は、災害復旧事業等を除き地方債が制限されることとなります。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。

◆ 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければなりません。

この比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画の策定が義務付けられます。経営健全化計画は、議会の議決を経て定め、公表するとともに県知事へ報告しなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。

◆ 法律の施行期日

指標の公表については平成20年4月から、計画策定等の義務付け規定は平成21年4月から施行されています。

【用語説明】

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、公営事業会計以外のものが該当します。

これは、地方財政統計で用いられている普通会計が対象とする範囲に相当するものです。

実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいます。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。

なお、地方財政法施行令附則第12条第2項の規定により、平成21年度までの特例として、臨時財政対策債(地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債)の発行可能額についても含まれています。

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自立的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

(参考) 健全化判断比率に係る早期健全化基準等

	早期健全化基準 (市町村)	財政再生基準 (市町村)
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25%～15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25%～20%	30% ※
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置により平成21年度、平成22年度が40%、平成23年度が35%です